

相談援助 保育相談支援

著

笠師千恵 ● 専門学校 北海道福祉大学校 社会福祉学科

小橋明子 ● 札幌大谷大学短期大学部 保育科

中山書店

序



子どもが幸せに育つうえで大きな要因の一つは親であり、親のおかれている環境の影響は大きいものである。近年、ひとり親世帯や共稼ぎ世帯などの増加で保育所の待機児童が社会問題となっている。さらに、核家族化が進み、近隣とのつながりが薄くなり、育児の伝承や支援が受けにくくなってきていることから、育児の孤立化が問題となり、子育て支援の体制づくりが強く求められてきている。

子育て支援策として国は1994年に『エンゼルプラン』を皮切りに、2010年には子育ては家庭だけではなく社会全体で支える仕組みが必要であると『子ども・子育てビジョン』を施行した。さらに、保育の量的拡大や、教育・保育の質的改善を目指して『子ども・子育て支援新制度』を2015年4月の施行にむけて準備を進めている。

子どもを取り巻く家庭環境や社会環境が大きく変化するなか、保育の中心を担う保育士に寄せる社会の期待が大きくなり、2001年には『児童福祉法』が改正され、保育士の資格が法定化された。保育士は専門知識と技術をもって、子どもの保育に加え、保護者への指導援助を行うことが明記された。

さらに、2008年には、幼児教育の重要性から『幼稚園教育要領』と『保育所保育指針』の改定があった。子どもの「生きる力」を高めるための“健康”“人間関係”“環境”“言葉”“表現”の5領域の強化と、保護者に対する支援が共通のねらいである。

保護者支援のポイントは、家族を取り巻く背景(少子化、都市化、核家族化、ひとり親世帯、家庭経済の動向など)を理解し、保護者と保育士とのよい関係をつくることである。しかし、今日では、育児中の親との接触が少ない学生が多いことから、各章ごとに事例を取り入れて具体的に理解しやすい内容となるように努めた。

本書は、家族が抱える多様な問題に保育士が鳥瞰的(鳥が^{ちょうかんてき}高い所から全体を大きく眺め渡すこと)な視野でとらえ、支援できるように、ソーシャルワークの基礎を「相談援助」で学び、その応用として「保護者支援」が学べるように1冊に集約されている。国から提示された内容も盛り込みながら、総合的にソーシャルワークを学ぶことができるように考慮した。

本書が皆様の学習や実践に役立ち、子どもと親の幸せにつながっていただけたら望外の幸せである。

末尾ではあるが、本書の刊行に際して、終始われわれをご支援くださった中山書店の鈴木幹彦氏、佐藤貢氏をはじめ関係諸氏にこの場を借りて感謝の意を表したいと思う。

2014年3月

札幌大谷大学短期大学部 保育科 准教授
小橋明子

笠師 千恵（かさし ちえ）——■相談援助■

首都大学東京大学院 社会科学研究所修了

【現職】

専門学校 北海道福祉大学校 社会福祉学科 専任講師

【保有資格】

社会福祉士，介護支援専門員

【職歴】

病院のソーシャルワーカーを経て現職。専門領域はソーシャルワーク論，相談援助演習，スーパービジョンなど。ソーシャルワークにおける援助関係やクライアント理解，共感概念について，現象学，間主観性の観点から研究をしている。

【メッセージ】

筆者のはじめての子育ては，育児と家事と仕事にいっぱい日々の日々。そのなかで保育士の方々には子どもよりも筆者自身が本当にたくさんのことを助けていただいた。このテキストには保育士を目指す皆さんへの期待と，お世話になった保育士の方々への感謝を込めている。

小橋 明子（こはし あきこ）——■保育相談支援■

北海道札幌市出身。北海道立衛生学院 保健婦科卒業，中央福祉学院 通信課程卒業

【現職】

札幌大谷大学 短期大学部 保育科 准教授

【保有資格】

看護師，保健師，養護教諭1級，介護支援専門員，社会福祉主事

【職歴】

1975年から2007年まで，札幌市役所で保健師として勤務。業務内容は乳幼児から高齢者までを対象とした相談業務などの研究と実践にあたった。地域と協働で作成した育児情報誌や「目で見てわかる介護保険制度」のビデオ制作などは多くの人たちによるネットワークの賜物であった。

2007年より札幌大谷大学短期大学部保育科で，子育て支援特論，子どもの保健，乳児保育，障害児保育，保育相談支援，相談援助を担当。

【主な著書・研究論文】

- ・鈴木幸雄，現代の社会福祉。東京：中央法規出版；2012。
- ・子育て動向について。札幌大谷大学 紀要：41；2011。
- ・幼児の生活と子育て意識。札幌大谷大学 紀要：44；2014。

【メッセージ】

筆者も人とかかわる仕事をしてきて，新しいことの発見や学びが多かった，と感じている。人との関係で「以心伝心」や「人は鏡のようなもの」という言葉があるが，自分の心の状態や価値観が人と対峙するときに反映されることがある。その意味でも，相談援助や保育相談支援の知識や技術はあらゆる面（職場，友人，親子など）で役立つと考える。

相談援助

笠師千恵



目次 || Contents

相談援助

1 章	相談援助の概要	7
1-1	相談援助の理論.....	8
①	社会福祉実現の方法としての相談援助.....	8
②	相談援助の理論.....	9
③	相談援助の体系.....	12
1-2	相談援助の意義.....	14
①	法的な根拠を背景にした実践としての意義.....	14
②	支援を必要とする人々のニーズに応えるものとしての実践の意義.....	15
③	権利擁護としての相談援助の意義.....	17
1-3	相談援助の機能.....	18
①	多様な相談援助の機能.....	18
1-4	相談援助とソーシャルワーク.....	20
①	ソーシャルワークとは何か.....	20
②	ソーシャルワークの体系.....	21
③	ソーシャルワークの歴史.....	22
④	ソーシャルワークの価値と理念.....	25
⑤	ソーシャルワークとしての相談援助.....	27
1-5	保育とソーシャルワーク.....	29
①	保育士に求められる相談援助.....	29
2 章	相談援助の方法と技術(1)	33
2-1	相談援助の対象.....	34
①	相談援助の対象.....	34
②	相談援助における対象理解の仕方.....	35
2-2	相談援助の展開過程.....	43
①	援助における過程.....	43
②	展開過程の意義.....	44
③	ソーシャルワークの展開過程.....	45

3 章

相談援助の方法と技術(2)..... 53

3-1 専門的技術を学ぶ前に..... 54

① 技術とは何か..... 54

② 援助者の基本姿勢..... 55

3-2 相談援助のための基本的技術..... 58

① 相談援助における面接..... 58

② 基本的面接技術：コミュニケーション技術の理解と活用..... 59

③ 対象者理解のためのアセスメントツールの活用..... 68

3-3 相談援助のための実践アプローチ..... 72

① 実践アプローチとその技術..... 72

3-4 実践の質を高めるための方法..... 81

① 援助者の力量を高めるための方法..... 81

② 職場環境の整備..... 82

4 章

相談援助の具体的展開..... 85

4-1 計画・記録・評価..... 86

① 相談援助における計画..... 86

② 相談援助における記録とその活用..... 88

③ 相談援助における評価の実施..... 91

4-2 関係機関との協働..... 93

① 協働とは..... 93

② 保育士と協働する関係機関..... 95

③ さまざまな分野の専門職..... 97

4-3 多様な専門職との連携..... 98

① 連携の構成要素と展開過程..... 98

② 連携における留意点..... 99

4-4 社会資源の活用，調整，開発..... 101

① 社会資源とは何か..... 101

② 相談援助における社会資源の活用..... 102

③ 社会資源の調整，開発..... 102

5 章	事例分析	105
	5-1 虐待の予防と対応に関する事例分析	106
	① 保育士の地道なアウトリーチによって援助につながったケース	106
	② 虐待への対応	112
	5-2 障害のある子どもとその保護者への支援に関する事例分析	114
	① 苦情対応をきっかけに専門機関へとつながったケース	114
	5-3 ロールプレイ、フィールドワークなどによる事例分析	122
	① 援助場面のロールプレイ	122
	② 絵本を活用してピアサポートグループ形成したケース	123

本項の“scene”に記載されている、人名・施設名はすべて仮名です。

相談援助の概要

社会福祉専門職としての「相談援助」を理解する

- 第 1 章では、保育士に求められている「相談援助」がどのようなしくみのもとに社会福祉を支えているのか、またその理論的基盤や重要性など、社会福祉専門職としての「相談援助」の概要について説明している。
- 具体的には大きく次の 3 点にまとめることができる。
 - ▶ ①「相談援助」の理論的基盤や意義。
 - ▶ ②ソーシャルワークとは何か、ソーシャルワークとしての「相談援助」とは何か。
 - ▶ ③保育におけるソーシャルワークの必要性と保育士の行う相談援助の範囲。
- この章では、日常生活のなかでは聞きなれない言葉や抽象的な考え方が多く出てくるため、難しさを感じるかもしれない。しかし、専門職としての役割を果たすためには必要な知識である。
- なぜなら、保育士を目指すみなさんが何を求められ、また、自分がどのような立場でどのように援助をしていくのかという「保育士としての立ち位置」を知るための内容が書かれているからである。

1-1 | 相談援助の理論

学習のポイント

1. 「相談援助」に含まれるさまざまな意味について理解する。
2. この科目のなかで「相談援助」の何を学ぶのかを明確にする。
3. 社会福祉専門職の行う「相談援助」の理論的基盤や仕組みを理解する。

社会福祉の「相談援助」にはいろいろな側面がある。

1

社会福祉実現の方法としての相談援助

相談援助の3つの側面*1

① 社会福祉政策、行政としての相談援助

- ・ 国や地方自治体が人々の福祉を実現するための仕組みとしての相談援助。保育士が人々に果たす役割やその目的・対象・保育士の行う相談援助の範囲など専門職実践の枠組みとして示される。

② 保育所などが行うサービスとしての相談援助

- ・ 政策や指針および行政の指導に基づいて保育所で行われる業務・サービスとしての相談援助。相談援助を行うための職場・職員体制の整備、職場内外の専門職や機関との連携を含む。

③ 保育士が有する技術や実践としての相談援助

- ・ 一人ひとりの保育士を通して行われる相談援助実践。または具体的対応のための実践方法や価値・知識・技術。

保育士が行う相談援助は何を目標にしているのか。

社会福祉の実現としての相談援助

子どもの福利を支える、社会福祉の実現

- ・ 『保育所保育指針』では、保育所の役割について、「入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する」ことをはじめとして、「子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う」こと、「家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行う」ことなどを示している。
- ・ **全国保育士会倫理綱領**(2003年)の前文においては、次の3つの柱が示されている。

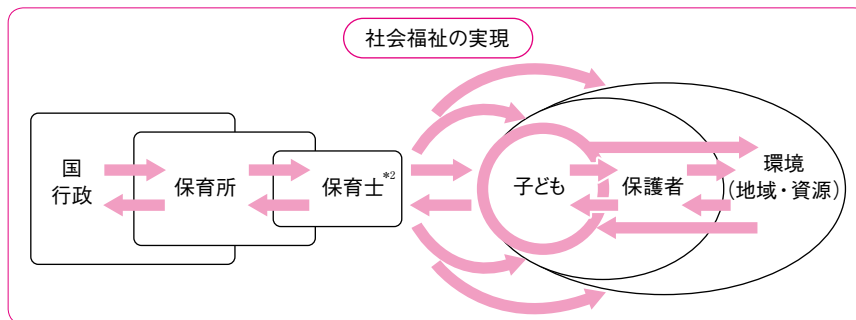
- ▶ 私たちは、子どもの育ちを支えます。
- ▶ 私たちは、保護者の子育てを支えます。
- ▶ 私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくれます。

- 保育所や保育士の実践の最大の目標は、子どもの福利を守り支えることである。子どもの福利をその保護者や地域とともに社会全体で支える、社会福祉の実現を目指していくことが専門職としての保育士の役割であり、その一つの方法として保育士による相談援助がある。

社会福祉の実現の仕組みと相談援助

- 一人の保育士が行う相談援助実践が、子どもの育ちや子どもの最善の利益、あるいは保護者を支える「社会福祉の実現」につながる仕組みは以下のようになっている(①)。

① 社会福祉実現の仕組み



*2: このとき保育士は、子どもや保護者や地域への働きかけだけでなく、その直接的なかわりから、どのような効果があるのか、あるいはどのような不安や不備があるのかということを、保育所や行政、国へフィードバックしていくことも大事になる。

2 相談援助の理論

相談援助の視点と基盤となる理論

- 社会福祉専門職による相談援助には、援助者のものの見方や状況のとらえ方を示す理論、援助の方向性を示す理論があり、これらの理論に基づいて相談援助実践が行われる。

エコシステム(ecosystem)の考え方

- **エコシステム**の考え方とは、人々が抱える問題や生活上の支障は、ある一つの要素に起因するのではなく、その周辺の要素との交互作用関係のなかで発生しているという捉え方である*3。
- 「周辺の要素」には、個人や家族だけでなく組織や地域、その時代の文化や自然環境・物理的環境なども含まれ(②)、**システム理論**と**生態学**に基盤をおいている。

援助者の基本的なものの見方を示す理論(考え方)を知ろう。

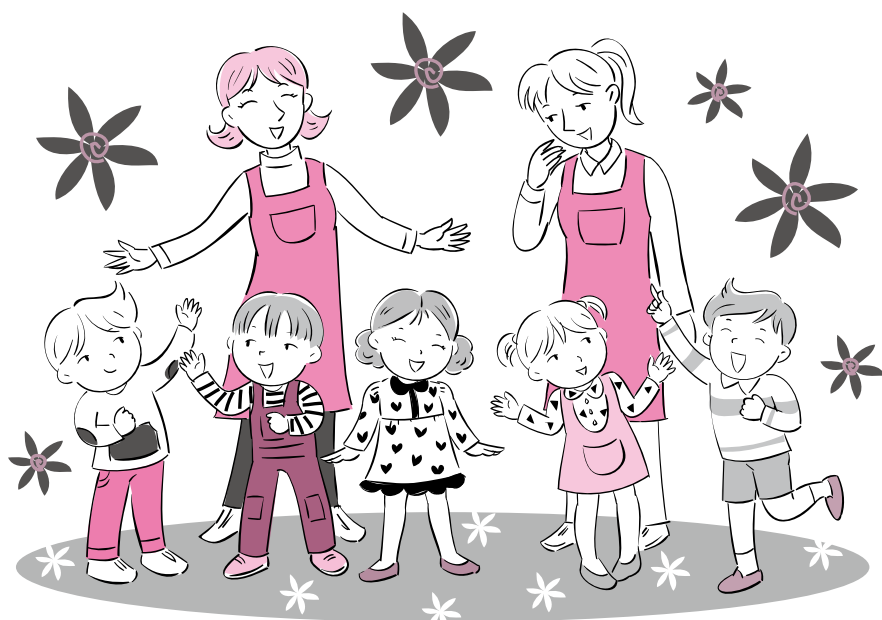
*3: エコシステムの基盤となる生態学的視座を取り入れた代表的なアプローチとして**エコロジカル・アプローチ**があげられる。

生態学

生物とそれをとりまく環境の相互関係を研究し、生態系の構造と機能を明らかにする学問である。

保育相談支援

小橋明子



目次 || Contents

保育相談支援

1 章	保育相談支援とは	133
	1-1 保護者に対する保育相談支援の意義	134
	① 保育相談支援の導入経過.....	134
	② 保育士資格の法定化と業務について.....	135
	③ 保育相談支援と相談援助の関係.....	135
	④ 保育相談支援のねらい.....	136
	1-2 保育相談支援の対象	138
	① 児童福祉施設入所者の保護者.....	138
	② 地域で家庭保育している児童の保護者.....	138
	1-3 家族の変化と保育相談支援	140
	① 家族構成の変化.....	140
	② 世帯数と平均世帯人員.....	141
	③ ひとり親世帯の増加.....	141
	④ 働く女性の増加.....	142
	⑤ 共働き家庭の増加による要保育児童の増加.....	143
	⑥ 子どもの環境の変化と子育て事情.....	144
2 章	保育相談支援の基本	151
	2-1 子どもの最善の利益と福祉	152
	① 子どもの権利擁護.....	152
	② 児童虐待.....	153
	③ 子どもの権利に関する法的制度などについて.....	158
	④ 子育て支援施策の流れと子育て支援事業.....	159
	2-2 子どもの成長の喜びの共有	161
	① 保護者の理解を深める.....	161
	② 子どもの成長や発達を喜ぶ.....	162
	③ 子どもの理解の促進.....	163
	2-3 保護者の養育能力の向上	164
	① 親になるには.....	164
	② 親自身の「生きる力」を大切にする.....	165

③ 知識や気づきの提供(行動見本の提示、物理的環境構成)	166
④ 保育士の専門的価値や倫理	168
⑤ 援助を求めない保護者とのかかわり	171
⑥ 親同士のつながりを支援する	172
⑦ ひとり親家庭への支援	175
2-4 地域資源の活用と関係機関との連携・協力	176
① 子育てに関する資源	176
② 連携や協力の対象となる社会資源や関係機関	176
③ 地域の関係者からの情報提供	178
④ 連携してネットワークをつくる	179
⑤ 民生委員・主任児童委員とは	181
3 章 保育相談支援の実際	183
3-1 保護者支援における保育者の役割	184
① 親の応答性や育児行動の関係	184
② 保育相談支援の内容	186
③ 保育相談支援の方法と技術	187
④ アセスメント、プランニング、エバリュエーションの視点	194
⑤ カンファレンス	197
⑥ 保護者支援の記録	197
4 章 児童福祉施設の保育相談支援	201
4-1 児童福祉施設における種別	202
① 入所型と通所型	202
4-2 児童福祉施設(保育所以外)における保育相談支援の視点	203
① 親育ちの支援	203
② 家族との交流	204
③ 子どもや保護者の置かれている状況を理解する	205
④ 保護者と子どもの新たな関係づくりの構築を図る	205
⑤ 児童養護施設の子どもへの支援	206
⑥ 苦情への対応	207
4-3 障害児施設などにおける保育相談支援	208
① 法律による障害の定義	208
② 障害児保育の保護者支援の視点	209
4-4 保育所における保育相談支援	211
① 保育所に入所している保護者に対する支援の特徴	211
4-5 地域で子育てしている保護者の保育相談支援	213
① 地域における子育て支援の例	213
② 子育て支援者の役割	213

③ 園庭開放	213
④ 子育て支援センター	215
4-6 特別な対応を要する家庭への支援	219
① 虐待予防の基本的なかわり方	219
② 虐待に至るリスク要因	220
③ 虐待の早期発見のチェックポイント ―保育所、幼稚園、学校など―	221
④ 虐待の通告義務	222
⑤ 緊急時の対応	222
⑥ 児童虐待対応における児童相談所の主な権限	223
⑦ 初めて親からの相談を受けたときの考え方	224
⑧ 保育所・幼稚園などにおける対応の流れ(例)	225
⑨ 要保護児童対策地域協議会について	226
4-7 保育所以外の児童福祉施設の保育相談支援	228
① 乳児院や児童養護施設などの入所施設	228
② 母子生活支援施設	229
 資料	 231

本項の“case”に記載されている、人名・施設名はすべて仮名です。



第 1 章

保育相談支援とは

- 工業化の進展による都市への人口集中は、核家族の増加と地域のコミュニティ機能を弱体化させ、親や子どもの環境を大きく変えた。さらに、人々は豊かな生活を目指し、大学の進学率は向上し、晩婚化、女性の社会進出が進んでいる。そのため現在の親たちも少子化の時代に育ってきている。
- 親も家庭内や地域での子どもや大人との豊かなふれあいの経験が少なく、しかも近代化された生活で効率性や合理性を重視した生活を送ってきており、マニュアルどおりにいかない育児に対し親の負担感や不安感が強い。以上のことから、子育ての第一人者である親が安心して子育てができるように保育士の専門性を生かした支援をすることが期待されている。
- 本章では、保護者や子どものおかれている現状を把握し、保護者支援のあり方を具体的に学ぶ。
- 保育士は、資格の法定化による名称独占の責務を受け止め、保育の知識や技術をベースにソーシャルワークの技術を網羅して、保護者支援にあたるよう国から求められてきている。

1-1 | 保護者に対する保育相談支援の意義

学習のポイント

1. 保育相談支援の導入経過について学ぶ.
2. 保育士資格と業務規定について学ぶ.
3. 保育士の専門性を生かした保護者支援である保育相談支援とは何か.
4. 保育相談支援と相談援助の関係を理解する.
5. 保育相談支援のねらいを理解する.

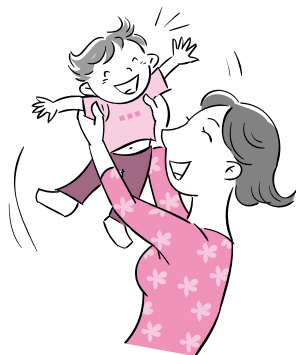
1 保育相談支援の導入経過

* 1 : 2008 年, 保育所保育指針の改定: 第6章「保護者に対する支援」.

* 2 : 保育士の専門性を生かした保護者支援にはどのようなことがあるか.

- 保育士資格の法定化^{*1}により保育士の業務に「児童の保護者に対する保育に関する指導」が規定され, 新保育士養成課程に「保育相談支援」が導入されるまでの経過は以下の通りである.

- ① 2001 年→児童福祉法の改正で保育士資格の法定化. 2003 年から施行.
- ② 2002 年→厚生労働省ブロック別研修会「新しい保育士のあり方に関する研修会」
- ③ 2002 年→子育て支援に関連して保育士養成課程に「社会福祉援助技術(演習)」が導入される.
- ④ 2008 年→厚生労働省の「保育所保育指針解説書」では, 「児童の保護者に対する指導」を「保育指導」とし, 「保育指導とは, 子どもの保育の専門性^{*2}を有する保育士が保育に関する専門的知識・技術を背景としながら, 保護者が求めている子育ての問題や課題に対して, 保護者の気持ちを受け止めつつ, 安定した親子関係や養育力の向上を目指して行う子どもの養育(保育)に関する相談・助言, 行動見本の提示その他の援助業務の総体」であると定義している.
- ⑤ 2010 年→保育士養成課程が改正され「保育相談支援」が導入され, 2011 年度の入学生から教授される.



2 保育士資格の法定化と業務について

- 保育士資格の法定化の背景には、資格の詐称や、保育施設内での虐待などの問題がある。これまでの保育士資格は児童福祉法施行令で定められた児童福祉施設で働くための任用資格であり、無資格者が保育士を偽証しても罰することができなかった。
- 保育士資格の法定化(児童福祉法第18条の4)により①のように規定された。

① 保育士資格の法定化

①「保育士の定義」

児童福祉法第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって児童の保育及び保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者。

②保育士資格の名称独占化(名称独占)

- 登録制度の導入(18条の18第1項)
- 無資格者が「保育士」を名乗ることを禁止(18条の23)

「保育士の業務の追加」(18条の4)

子育ての基盤となる家庭の機能が低下してきていることから、「保護者への保育に関する指導」が追加。

• 義務規定

- ①信用失墜行為の禁止(18条の21)
- ②守秘義務(18条の22)※違反者は資格取消又は名称使用の禁止。
- ③知識技能の習得(48条の2第2項)

* 2010年10月時点での保育士登録者数は102万4,139人。

保育所における2つの保護者支援

- 保育所における保護者に対する支援は2つあり、1つは入所している子どもの保護者に対する支援と、もう1つは保育所を利用していない子育て家庭を含めた地域における支援である。前者に関しては、本来業務の中心の機能を果たすが、後者に関しては本来業務に支障のない範囲において、その社会的役割を十分自覚し、他の関係機関やサービスと連携を図りながら保育所の機能や特性を生かした支援を行う。このことから保育士の業務は、家族・地域などの社会の変化を受けて施設の子どもや保護者に対する支援から、すべて(地域)の子どもと保護者に対する支援へと拡大された。

3 保育相談支援と相談援助の関係

- 児童虐待や障害児支援など、家族全体の支援を行うときは、保育や保育相談支援だけでは不十分であり、家族全体に対するアセスメント(課題分析)や関



中山書店の出版物に関する情報は、小社サポートページを御覧ください。
<http://www.nakayamashoten.co.jp/bookss/define/support/support.html>

そうだんえんじょ ほいくそうだん し えん
相談援助 保育相談支援

2014 年 5 月 20 日 初版第 1 刷発行 © [検印省略]

著 者 ——— かさし ち え, こはし あきこ
笠師 千恵, 小橋 明子

発行者 ——— 平田 直

発行所 ——— 株式会社 中山書店
〒113-8666 東京都文京区白山 1-25-14
TEL 03-3813-1100(代表) 振替 00130-5-196565
<http://www.nakayamashoten.co.jp/>

本文デザイン ——— ビーコム

装丁 ——— ビーコム

イラスト ——— 市村玲子

印刷・製本 ——— 三報社印刷株式会社

Published by Nakayama Shoten Co., Ltd.

Printed in Japan

ISBN 978-4-521-73956-4

落丁・乱丁の場合はお取り替え致します

本書の複製権・上映権・譲渡権・公衆送信権(送信可能化権を含む)
は株式会社中山書店が保有します。

JCOPY (社)出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。

複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構

(電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, info@jcopy.or.jp) の許諾を
得てください。

本書をスキャン・デジタルデータ化するなどの複製を無許諾で行う行為は、著
作権法上での限られた例外(「私的使用のための複製」など)を除き著作権法
違反となります。なお、大学・病院・企業などにおいて、内部的に業務上使用
する目的で上記の行為を行うことは、私的使用には該当せず違法です。また私
的使用のためであっても、代行業者等の第三者に依頼して使用する本人以外の
者が上記の行為を行うことは違法です。
